

広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)
建物総合管理業務公募型プロポーザル手続開始の公示

令和3年10月22日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 竹内 功

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)建物総合管理業務

(2) 内容

「広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)建物総合管理業務基本仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※ 契約締結の日から令和4年4月30日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受託者の負担とする。

(4) 履行期間

令和4年5月1日から令和8年3月31日まで

(5) 履行場所

広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号

広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)他

(6) 選定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)建物総合管理業務公募型プロポーザル実施要領」(以下「プロポーザル実施要領」という。)による。

(7) その他

当該業務の契約者(受注者)は、契約締結の日から令和4年4月30日までの間、発注者との間に次の業務について別途契約を締結するものとする。

なお、各業務の仕様内容及び契約金額等については、発注者と受注者であらかじめ協議を行い、随意契約を締結する。

① 警備等業務(開院前)

② 清掃等業務(開院前)

2 参加資格

次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしている単体企業、又は次の(1)及び(3)に掲げる要件を満たしている共同企業体であること。

(1) 単体企業及び共同企業体共通の資格要件

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。

イ 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）又は広島市の競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類のうち、次の登録種目すべてに登録されている者であること。

（ア）「役務の提供の施設維持管理業務」の登録種目「51 建築物清掃」（等級区分において「A」に格付けされていること。）

（イ）「役務の提供の施設維持管理業務」の登録種目「56 常駐警備」（等級区分において「A」に格付けされていること。）

（ウ）「役務の提供の施設維持管理業務」の登録種目「60 電話交換」

なお、業務の一部再委託を予定している者にあつては、参加申込時に業務再委託申請書を提出すること。（ただし、日常的な清掃業務は再委託不可。）

ウ 広島市内に本店又は支店若しくは営業所等を有する者であること。

エ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

オ 公示日から受託候補者の選定までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(2) 単体企業の資格要件

当該業務の公募型プロポーザルに参加する共同企業体の代表者又は構成員でないこと。

(3) 共同企業体の資格要件

共同企業体の代表者又は構成員は、当該業務の公募型プロポーザルに参加する単体企業でないこと。

3 プロポーザル実施要領等の配布方法

実施要領等は、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページの「新着情報」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和3年11月10日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号

広島市立安佐市民病院事務室総務課総務係（以下、「総務課総務係」という。）

TEL 082-815-5211

FAX 082-814-1791

電子メール asashimin-hosp@hcho.jp

4 参加申込受付

プロポーザル実施要領（6 参加申込）のとおり。

- 5 現地見学会(対象施設等)
プロポーザル実施要領(7 現地見学会)のとおり。
- 6 質問の受付及び回答
プロポーザル実施要領(8 質問の受付及び回答)のとおり。
- 7 企画提案書の提出
プロポーザル実施要領(9 企画提案書提出)のとおり。
- 8 企画提案に対する審査
プロポーザル実施要領(10 審査方法(1)～(3))のとおり。
- 9 受託候補者の選定
プロポーザル実施要領(10 審査方法(4))のとおり。
- 10 契約の締結
プロポーザル実施要領(11 契約の方法)のとおり。